

フラット35登録マンションにご申請の事業者の皆さま

登録マンションの申請において、 住宅性能評価書を活用する場合には ご注意ください!

平成27年4月の住宅性能評価申請分より、住宅性能表示制度の必須／選択項目に変更があり、フラット35S（耐久性・可変性）およびフラット35S（バリアフリー性）の表示項目に選択項目が含まれることとなりましたのでご注意ください。

フラット35S性能別 住宅性能評価の表示項目

■フラット35S（耐久性・可変性）の場合

以下の4つの項目について所定の性能の評価を受ける必要があります。

| | 改正前 (~27.3) | 改正後 (27.4~) |
|--------------------|----------------|----------------|
| 3-1 劣化対策等級(構造躯体等) | 必須 | 必須 |
| 4-1 維持管理対策等級(専用配管) | 必須 | 必須 |
| 4-2 維持管理対策等級(共用配管) | 必須 | 必須 |
| 4-4 更新対策(住戸専用部) | 必須 | 選択 |

■フラット35S（バリアフリー性）の場合

以下の2つの項目について所定の性能の評価を受ける必要があります。

| | 改正前 (~27.3) | 改正後 (27.4~) |
|----------------------|----------------|----------------|
| 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) | 必須 | 選択 |
| 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分) | 必須 | 選択 |

フラット35Sを
希望する場合には
必ず選択して
ください。

※省エネルギー性、耐震性については必須項目のみです。

※住宅性能表示制度の改正(必須/選択項目の範囲の見直し(平成27年4月施行))について詳しくは裏面を参照してください。

住宅性能表示制度における 必須/選択項目の範囲の見直し(抜粋)(共同住宅等)

| 性能表示項目 | | 改正前 (～H27.3) | 改正後 (H27.4～) |
|---------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 1 構造の安定に関すること | 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) | ● | ● |
| | 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止) | ● | ○ |
| | 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) | ● | ● |
| | 1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) | ● | ○ |
| | 1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) | ● | ○ |
| | 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 | ● | ● |
| | 1-7 基礎の構造方法及び形式等 | ● | ● |
| 2(略) | | | |
| 3 劣化の軽減に関すること | 3-1 劣化対策等級(構造躯体等) | ● | ● |
| 4 維持管理・更新への配慮に関すること | 4-1 維持管理対策等級(専用配管) | ● | ● |
| | 4-2 維持管理対策等級(共用配管) | ● | ● |
| | 4-3 更新対策(共用排水管) | ● | ● |
| | 4-4 更新対策(住戸専用部) | ● | ○ |
| 5 温熱環境に関すること | 5-1 省エネルギー対策等級 | ● | ● |
| 6～8(略) | | | |
| 9 高齢者等への配慮に関すること | 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) | ● | ○ |
| | 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分) | ● | ○ |
| 10(略) | | | |

注)「5 温熱環境に関すること」については、改正前の名称で表記している。

●: 必須評価事項
○: 選択評価事項